

軽自動車税の税率のお知らせ

問い合わせ 市民税課 ☎229-3129 FAX229-3331

原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	第1種(50cc以下)	2,000円
	第2種乙(50cc超90cc以下)	2,000円
	第2種甲(90cc超125cc以下)	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽自動車	二輪(125cc超250cc以下)	3,600円
小型特殊自動車	農耕用	2,400円
	その他	5,900円
二輪小型自動車(250cc超)		6,000円

三輪・四輪以上の軽自動車

車種区分	税率(年税額)				
	平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両		
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円	4,600円	
	四輪以上 乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

軽自動車税 Q & A



最初の新規検査って何？

初めて車両番号の指定(ナンバープレートの交付)を受けたときの検査をいいます。

最初の新規検査を受けた年月については、自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。



8月に軽自動車を新車(乗用・自家用)に買い替えました。平成30年5月には前の車の軽自動車税7,200円を納付したのですが、翌年5月に納付する軽自動車税は、いくらですか？

初度検査年月が平成30年8月ですね。平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両の税率は、1万800円です。ただし、自動車検査証の備考欄に「平成32年度燃費基準30%向上達成車」と記載されていれば5,400円、「平成32年度燃費基準10%向上達成車」と記載されていれば8,100円に軽減されます。この軽減は平成31年度分に限るもので、その次の年度からは1万800円の税率が適用されますので、ご注意ください。



私の軽自動車(乗用・自家用)は、初度検査年月が平成18年3月です。平成31年度の軽自動車税はいくらになりますか？

初度検査年月から13年を経過した車両については、1万2,900円です。



平成30年4月1日～平成31年3月31日に最初の新規検査をした車両

平成31年度のみ

グリーン化特例(軽課)が適用されます!



排出ガス基準と燃費基準を達成した車両について、平成31年度のみ下表の税率が適用されます。なお、各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

車種区分		税率(年税額)平成31年度のみ			
		電気軽自動車・天然ガス軽自動車*1	ガソリン車・ハイブリッド車*2		
			基準1	基準2	
軽自動車	三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪以上 乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円

※1 天然ガス軽自動車は、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物を低減する車両または平成30年排出ガス基準適合車両が対象です。

※2 いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車が対象です。

●乗用…平成32年度燃費基準値より+30%以上達成した車両

●貨物…平成27年度燃費基準値より+35%以上達成した車両

●乗用…平成32年度燃費基準値より+10%以上達成した車両

●貨物…平成27年度燃費基準値より+15%以上達成した車両